

原子力災害時における原子力施設内の医療体制の構築について

平成29年「原子力災害時における原子力施設内の医療体制モデルに関する提言」		原子力事業者による対応状況	
大項目	小項目	○：対応済、△：検討中 ×：対応困難	説明・対応状況
派遣候補者の育成、管理	事業者が、国や専門機関の協力を得て研修や訓練を実施する。	△	2019年度国総合原子力防災訓練にて訓練採り入れ、2020年度訓練の反映を検討中 2021年度より派遣候補医療スタッフの研修実施に向けた検討を開始予定
	派遣調整機関は、当該研修を修了した者の名簿を管理する。	○	派遣候補者（研修修了者リスト）の維持管理を実施中
事業者と派遣候補者の事前契約	事業者が、オンサイト医療派遣に関する契約を原則災害発生前に派遣候補者と締結する。	○	原安協所属医師のオンサイト派遣に係る契約書を締結済（2020年3月31日）
	事業者は、派遣候補者がオンサイト医療派遣チームの活動に従事しやすい契約形態を整えるとともに、必要に応じて所属機関に文書で協力を依頼する。	○	原安協所属医師のオンサイト派遣に係る契約書を締結済（2020年3月31日） 各サイトにおける受入体制構築を原子力事業者全体で検討中
	派遣調整機関は、派遣候補者の他の災害医療派遣制度への登録状況を把握し、派遣候補者名簿に記載する。	△	派遣候補者の他の災害医療派遣制度への登録状況を確認し、オンサイト医療派遣チームとしての活動が可能であることを確認後、派遣候補者名簿に記載することで検討
事業者の体制整備	事業者は、以下の担当者を事前に定める。 ① オンサイト医療対応責任者 ② 受入担当者 ③ 連絡調整担当者 ④ 傷病者搬送随行者	△	事業者の体制整備については、各サイトの原子力防災要員の配置状況等を考慮し、オンサイト医療派遣チームの要請・受入を迅速に行っていくための体制を検討していく。
	事業者は、医療行為を実施する為の医療室及びオンサイト医療派遣チームの待機・休憩スペースを定め、整備する。	△	各サイトの施設状況を踏まえ、医療行為に必要な居室環境やオンサイト医療派遣チームの待機・休憩スペースに必要な仕様等の詳細を検討中
	事業者は、医療室及び待機・休憩スペースの整備に当たり、放射性物質が放出された状況についても想定し、オンサイト医療派遣チームの安全等が確保されるよう配慮する。	△	各サイトの施設状況を踏まえ、医療行為に必要な居室環境やオンサイト医療派遣チームの待機・休憩スペースが使用できない場合の代替対応の詳細を検討中
	事業者は、原子力災害時におけるオンサイト医療派遣チームと資機材の迅速な輸送及び傷病者搬送を可能とすべく、各関係機関と調整のうえ、多様な搬送手段（例：車両、ヘリ、船舶等）を確保し、確実な人材・資機材輸送及び傷病者搬送体制を整備する。	△	傷病者の搬送体制の整備については、既に平常時を中心とした各地域の医療機関、搬送機関との連携に係る協定等を締結し、各地域において連携体制を確保維持している。 今後、原子力災害時における搬送について、事業者による搬送との連携やランデブーポイントにおける具体的な引継ぎ方法等に関する搬送機関や医療機関との連携方法について検討
	事業者は、自施設でのオンサイト医療に必要な資機材（派遣チームが運搬する薬剤や道路寸断等に備えた移動手段等）を準備し、リスト化する。	△	資機材については、原安協がDMAT資機材と同等のものを準備、あわせて各サイト内で備えておくべき医療資機材の標準を定め各事業者にて資機材の整備・維持を検討中
	事業者は、資機材の保管を他機関に依頼する場合は、保管場所の管理機関と契約等を締結し、適切に管理できる体制を整備する。	○	資機材の確保・維持について原安協との契約書にて明確化済（2020年3月31日）
	事業者は、定期的実施している防災訓練の内容に、オンサイト医療派遣チームの受入手順を組み込む等、事業場内職員に対する教育・訓練を実施する。	△	原安協医師のサイト訪問に合わせた要素訓練の実施、各サイトにおける原子力防災訓練へのオンサイト医療訓練の反映を検討中 2019年度より国総合原子力防災訓練にオンサイト医療訓練を採り入れ
事業者と各関係機関との事前協議事項	既存の災害医療体制（特にオフサイト）に派遣される医療派遣チームとの関係を整理するため、各関係機関と調整のうえオンサイト医療派遣体制を準備する。	△	オンサイト医療に派遣されるスタッフはオフサイト医療派遣体制に従事しない対象者にて整理する方針で検討中
	オンサイト医療派遣体制整備のため、事業者が各関係機関との事前協議を行う場合、産業医の関わりを含む自施設の安全衛生管理体制について資料等を用いて説明し、原子力災害時には外部の協力が必要な理由について相手の理解を得る。	△	各地域の医療機関、搬送機関との関係構築を目的に、原子力災害医療に係る勉強会を各サイト毎に実施することで検討中
原子力災害発生時の活動概要	オンサイト医療派遣チームの出動を要する状況が発生した場合、事業者は、派遣調整機関を介して待機中の派遣医療スタッフに出動を要請する。オンサイト医療派遣チームの移動手段は、事業者の責任において確保する。	○	原安協所属医師のオンサイト派遣に係る契約書を締結済（2020年3月31日）
	オンサイト医療派遣チームは、リーダーに任命された医師の指示の下、オンサイトで発生したあらゆる傷病者に対する応急処置、簡易除染等を行う。	△	派遣医療スタッフの受入体制、発災事業者における対応について検討中
	事業者は、災害のフェーズの変化が認められる場合には、オンサイト医療派遣チームと立地都道府県における災害医療体制との関係の見直しを適宜検討する。	△	原子力災害対策マニュアル等を踏まえて、現地医療班と調整を行うことで検討していく。
	事業者は、傷病者をオンサイト外の医療機関に搬送する際は、必ず事業者の定める傷病者搬送随行者（放射線管理要員）を同行させ、搬送先医療機関が医療行為を実施する上で必要な放射線に関する情報の提供及び汚染の拡大防止措置を実施する。	○	平常時より傷病者発生時に放射線管理要員の随行を行っており、原子力災害医療におけるオンサイト医療においても同様に事業者による簡易除染や汚染除去などの対策を行った上で傷病者の搬送を行う体制としている。
	オンサイト医療派遣チームの1チーム当たりの活動期間は、移動時間を除き概ね2日間から3日間とするが、状況に応じて柔軟に対応する。	○	医師2名、救急救命対応スタッフ1名を原子力災害（施設敷地緊急事態）発生以降、オンサイト医務室や後方支援拠点等に派遣し、1週間の常駐以降、1か月間は交替で常駐する体制を整備
	派遣調整機関は、オンサイトの医療体制に不備が生じないよう交替派遣のためのチーム編成、スケジュール等を調整する。	△	派遣医療スタッフの拡充、1か月を超える長期的な常駐体制の実現に向け、関係医療団体との関係構築から開始し事業者のオンサイト医療体制構築委員会等による検討や助言を踏まえ、中長期的に体制拡充を検討
	費用負担等	事業者は、原則としてオンサイト医療派遣に要した全ての費用を負担する。	○
事業者は、原則としてオンサイト医療派遣チームの構成員に対する全ての災害補償について負担する。		△	オンサイト医療派遣チーム構成員に対する災害補償については、労働災害保険などの一般的な社会保険に加え、原安協に所属する医師・救急救命スタッフに対する保険加入を行い、事業者として必要な補償対応を検討中
事業者は、オンサイト医療派遣チームの構成員に対し、原則として予め締結した契約内容に従い、費用・報酬を支弁する。		○	事業者が原則としてオンサイト医療派遣に要する費用を負担することを前提
費用・報酬の金額、支払時期、支払い方法その他条件については、原則として予め締結した契約内容に従うものとする。		○	
事業者は、派遣医療スタッフの所属機関がオンサイト医療派遣に要した費用を負担した場合、原則として当該機関に全ての費用を支弁する。		○	